

(別紙)

『畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準』に基づく報告・公表資料

1. 基金の概要 (平成24年度)

基金の名称	運営特別基金
法人名	(社) 宮城県畜産協会
基金額 (機構補助金等相当額)	153百万円 (153百万円) (平成24年4月1日現在)
基金事業の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会の運営基盤の強化を図る。

2. 見直し結果 (平成24年度)

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要	今後とも基準に適合するよう事業を実施	
基金事業実施時期	平成24年度まで	
次回の見直し時期	—	
基金の保有割合	算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。	
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 基金の運用益見込額 ÷ 事業費及び管理費 = 1百万円 ÷ 1百万円 (算出に用いた数値) 基金の運用益見込額 : 1百万円 事業費及び管理費 : 1百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
	—	—
	(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果)	—
その他	—	

肉用子牛生産者補給金制度における基金の基本的事項の公表（注1）

基金の名称	生産者積立金（注2）
法人名	社団法人宮城県畜産協会
基金額 （うち機構補助金等相当額）	280 百万円（140 百万円）（注3）
基金事業の概要	肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに設定）が合理化目標価格を下回った場合に生産者補給金を交付
業務対象年間（注4）	平成 22～26 年度
見直しの時期（注5）	平成 27 年度

注1：本制度に係る基本的事項の公表は、「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」に準じて行うもの。

2：生産者積立金は、「肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年 12 月 22 日法律第 98 号）第 6 条において、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」を指す。

3：基金額は、平成 23 年度末残高。

4：業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長）」で決まっており、基金残額が生じる場合は全額を返還。

5：見直し時期は、次期業務対象年間の開始時で、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、変更する必要がある場合には第 2 四半期から変更する予定。